

# 法人県民税・事業税及び特別法人事業税 確定申告のご案内

## 大分県

県税の申告納付につきましては、平素よりご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴法人の県民税、事業税及び特別法人事業税の申告・納付期限が近づいておりますのでお知らせします。この期限までに申告・納付されませんと、不申告加算金や延滞金が課されることもありますので、必ず期限内に申告・納付されるようお願いいたします。

なお、税額がない場合でも、申告書を提出してください。

### ○修正申告について

- 確定申告書の提出後、法人税の更正等を受けた場合は、税務官署が更正等の通知をした日から1カ月以内に修正申告書を提出の上、当該申告によって納付すべき新たな税額を納付してください。この場合、過少申告加算金は課されません。
- 修正申告のための申告書様式等が必要な場合には大分県税事務所までご連絡ください。

### 令和7年度主な地方税制改正について

## 1 法人税（国税）に準ずる措置

### ○大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設

特別償却制度を法人県民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人県民税に適用する措置が講じられました。

### ○研究開発税制の拡充及び見直し、賃上げ促進税制の見直し

税額控除制度を中小企業者等に係る法人県民税に適用する措置が講じられました。

### ○法人事業税付加価値割における賃上げ促進税制の見直し

給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度（中小企業向けの措置を除く）について、適用期限（令和9年3月31日）の到来をもって廃止することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、次のとおり見直しが行われました。

①適用対象を、常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人に限ることとする。

②適用要件を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上（改正前：3%以上）であることとする。

## 2 電気供給業を行う法人の課税標準額から控除される収入金額の特例措置

○電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一般送配電事業者が広域系統整備計画に定める電気工作物（以下「地域間連系線」という。）の整備又は更新の実施及び維持を行う一般送配電事業者又は送電事業者が地域間連系線の整備等に必要とする費用として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置が3年間に限り講じられました。

○電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、発電事業者が一般送配電事業者等による託送供給により電気の供給を行う場合において当該託送供給の料金として支払うべき金額（発電側課金）に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限が3年延長されました。

○電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、次の収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限が3年延長されました。

① 小売電気事業者が一般送配電事業者又は配電事業者から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該電気の供給に係る収入金額のうち、当該電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額

② 配電事業者が電気工作物を一般送配電事業者から譲り受けるなどして託送供給を行う場合の配電事業者又は一般送配電事業者の託送供給に係る収入金額のうち、当該電気工作物の譲り受け等に係る費用として支払うべき定期支払額に相当する収入金額

# 法人県民税の税率

法人県民税法人税割の税率が改正され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から以下の税率が適用されますので留意してください。

なお、令和元年9月30日以前に開始する事業年度については（ ）内の税率が適用されます。

## ○法人税割の超過税率について

- ・災害に強い県土づくり、産業の振興と人材の確保・育成及び交通ネットワークの充実を図るため、令和13年3月31日までに終了する事業年度分の法人税割については、**超過税率1.8%**（4.0%）が適用されます。
- ・ただし、次の要件を全て満たす法人については、**標準税率1.0%**（3.2%）となります。
  - ①資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に定める相互会社を除く）
  - ②各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額（2以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行っている法人にあっては、課税標準額の分割を行う前の金額）が、年1千万円以下\*1の法人

※1 事業年度又は連結事業年度が1年未満の場合は、月割りで計算します。この場合における月数は暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

## ○おおいた森づくり税(均等割の超過税率)について

森林環境を保全する施策などに充てるため、平成18年4月1日以降に開始する事業年度分の均等割については、**超過税率（標準税率に5%を乗じた額を加算した額(下表)）**が適用されます。確定申告書等の記載にご留意ください。

## ○均等割の税率表について

	適用区分	超過税率
均等割	1 次に掲げる法人 イ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割が課されないもの以外のもの（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人（非営利型法人を除く。）及び一般財団法人（非営利型法人を除く。） ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ホ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1千万円以下の法人	年額 21,000円
	2 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	年額 52,500円
	3 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額 136,500円
	4 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額 567,000円
	5 資本金等の額が50億円を超える法人	年額 840,000円

(注) 均等割額は、その算定期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数に応じ、月割りで計算します。この場合における月数は暦に従い計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てます。

## ※「資本金等の額」及び均等割の税率区分の基準について

1 「資本金等の額」は次の額をいいます。

- ①保険業法に規定する相互会社・・・地方税法施行令により算定した純資産額
- ②上記①以外の法人・・・法人税法に定める資本金等の額から無償減資・資本準備金の取崩し額（欠損填補等）を控除するとともに、無償増資の額を加算した額

2 算定期間の末日において、「資本金等の額」が「資本金の額と資本準備金の額の合計額」を下回る場合は、当該合計額が均等割の税率区分の基準となります。

# 法人事業税の税率

外形標準課税が適用されない法人 … 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、公益法人、特別法人等

区分				税率			特別税の課税標準
				平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	
第1号に掲げる事業※1 (所得等課税事業)	所得割	軽減税率適用法人	普通法人等	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	所得割額*4
			普通法人等	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.1%	5.3%	
				所得のうち年800万円を超える金額	6.7%	7.0%	
		軽減税率不適用法人	特別法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	
			特別法人	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	4.6%	4.9%	
				所得のうち年800万円を超える金額	6.7%	7.0%	
第2号に掲げる事業※2 (収入金額課税事業)	送配電事業、ガス供給業、保険業	収入割	0.9%	1.0%	収入割額*5		
第3号に掲げる事業※3 (収入金額等課税事業)	小売発電事業等、発電事業等、特定卸供給事業	所得割		1.85%	収入割額*6		
		収入割	0.9%	1.0%		0.75%	

※1…地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(以下※2、※3、※4以外の事業税課税事業): 所得等課税事業  
 ※2…地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(送配電事業、ガス供給業(令和4年4月1日以後に開始する事業年度は導管ガス供給業のみ)、保険業等): 収入金額課税事業  
 ※3…地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業): 収入金額等課税事業  
 ※4…地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業(特定のガス供給業): 特定ガス供給業  
 ・軽減税率対象法人であるかの判定は事業年度終了の日の現況によります。  
 ・「特別法人」とは、農業協同組合、信用金庫、漁業協同組合、医療法人などをいいます。  
 ・事業年度が1年未満の場合の所得の区分は、月割りで計算します。この場合における月数は暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。  
 ・「特定卸供給事業」については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用します。  
 ・特別法人のうち、特定の協同組合等の年10億円超の所得に係る税率は平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度が5.5%、令和元年10月1日以後に開始する事業年度が5.7%となります。

外形標準課税が適用される法人 … 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人(公益法人、特別法人等を除く)

区分				税率				特別税の課税標準
				平成28年4月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
第1号に掲げる事業※1 (所得等課税事業)	所得割	軽減税率適用法人	普通法人等	所得のうち年400万円以下の金額	0.3%	0.4%	所得割額*1	
			普通法人等	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	0.5%	0.7%		
				所得のうち年800万円を超える金額	0.7%	1.0%		
		軽減税率不適用法人の所得	特別法人	所得のうち年400万円以下の金額	0.7%	1.0%		
			特別法人	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	0.7%	1.0%		
				所得のうち年800万円を超える金額	0.7%	1.0%		
第2号に掲げる事業※2 (収入金額課税事業)	収入割	0.9%	1.0%	収入割額*2				
第3号に掲げる事業※3 (収入金額等課税事業)	付加価値割			0.37%	収入割額*3			
	資本割			0.15%				
	収入割	0.9%	1.0%	0.75%				
第4号に掲げる事業※4 (特定ガス供給業)	付加価値割			0.77%	収入割額*4			
	資本割			0.32%				
	収入割	0.9%	1.0%	0.48%				

# 特別法人事業税・地方法人特別税の税率

## 外形標準課税が適用されない法人

…資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、公益法人、特別法人等

区分：課税標準		地方法人特別税	特別法人事業税	
		平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
第1号に掲げる事業の所得割に係る特別税	法人事業税所得割額（普通法人）*4	43.2%	37%	
	法人事業税所得割額（特別法人）*4		34.5%	
第2号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額*5		43.2%	30%	
第3号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額*6			30%	40%

## 外形標準課税が適用される法人

…資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人（公益法人、特別法人等を除く）

区分：課税標準		地方法人特別税	特別法人事業税		
		平成28年4月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
第1号に掲げる事業の所得割に係る特別税：法人事業税所得割額*1		414.2%	260%		
第2号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額*2		43.2%	30%		
第3号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額*3			30%	40%	
第4号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額*4			30%	62.5%	

### ○ 外形標準課税の適用対象法人の見直しについて

#### (1) 減資への対応

外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用

※令和6年3月30日以前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置が講じられている。

#### (2) 100%子法人等への対応

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用

※上記改正により、新たに外形標準課税の対象法人となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる場合には、次のとおり税負担を軽減する措置を講ずる。

- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額の2/3を軽減
- ・令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額の1/3を軽減

詳しくは、大分県のホームページをご覧ください。

県税に関する内容は、大分県庁ホームページ「くらしと県税」  
(<http://www.pref.oita.jp/site/zei/>) でご覧いただけます。







# 法人県民税・事業税及び特別法人事業税 中間申告のごあんない

## 大分県

県税の申告納付につきましては、平素よりご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴法人の県民税、事業税及び特別法人事業税の中間申告の申告・納付期限が近づいていますのでお知らせします。この期限を過ぎますと、申告があったものとみなされることとなり、また、納付が遅れますと延滞金を課されることもありますので、必ず期限内に申告・納付されますようお願いいたします。

中間申告は、前事業年度の実績に基づく予定申告と、仮決算による中間申告の2つの方法があります。

今回送付した申告書は、貴法人の前事業年度の実績に基づく予定申告税額をプレプリントした予定申告書です。仮決算による中間申告を行うために申告書様式等が必要な場合は、お早めに大分県税事務所までご連絡ください。

なお、仮決算による中間申告を行う場合においては、税額がない場合でも提出してください。

### 令和7年度主な地方税制改正について

#### 1 法人税（国税）に準ずる措置

- 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設  
特別償却制度を法人県民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人県民税に適用する措置が講じられました。
- 研究開発税制の拡充及び見直し、賃上げ促進税制の見直し  
税額控除制度を中小企業者等に係る法人県民税に適用する措置が講じられました。
- 法人事業税付加価値割における賃上げ促進税制の見直し  
給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度（中小企業向けの措置を除く）について、適用期限（令和9年3月31日）の到来をもって廃止することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、次のとおり見直しが行われました。
  - ①適用対象を、常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人に限ることとする。
  - ②適用要件を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上（改正前：3%以上）であることとする。

#### 2 電気供給業を行う法人の課税標準額から控除される収入金額の特例措置

- 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一般送配電事業者が広域系統整備計画に定める電気工作物（以下「地域間連系線」という。）の整備又は更新の実施及び維持を行う一般送配電事業者又は送電事業者が地域間連系線の整備等に必要とする費用として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置が3年間に限り講じられました。
- 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、発電事業者が一般送配電事業者等による託送供給により電気の供給を行う場合において当該託送供給の料金として支払うべき金額（発電側課金）に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限が3年延長されました。
- 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、次の収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限が3年延長されました。
  - ① 小売電気事業者が一般送配電事業者又は配電事業者から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該電気の供給に係る収入金額のうち、当該電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
  - ② 配電事業者が電気工作物を一般送配電事業者から譲り受けるなどして託送供給を行う場合の配電事業者又は一般送配電事業者の託送供給に係る収入金額のうち、当該電気工作物の譲り受け等に係る費用として支払うべき定期支払額に相当する収入金額

# 法人県民税の税率

法人県民税法人税割の税率が改正され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から以下の税率が適用されますので留意してください。

なお、令和元年9月30日以前に開始する事業年度については（ ）内の税率が適用されます。

## ○法人税割の超過税率について

- ・災害に強い県土づくり、産業の振興と人材の確保・育成及び交通ネットワークの充実を図るため、令和13年3月31日までに終了する事業年度分の法人税割については、超過税率1.8%（4.0%）が適用されます。
  - ・ただし、次の要件を全て満たす法人については、標準税率**1.0%**（3.2%）となります。
    - ①資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に定める相互会社を除く）
    - ②各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（2以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行っている法人にあっては、課税標準額の分割を行う前の金額）が、年1千万円以下<sup>※1</sup>の法人
- <sup>※1</sup> 事業年度又は連結事業年度が1年未満の場合は、月割りで計算します。この場合における月数は暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

## ○おおいた森づくり税(均等割の超過税率)について

森林環境を保全する施策などに充てるため、平成18年4月1日以降に開始する事業年度分の均等割については、超過税率（標準税率に5%を乗じた額を加算した額(下表)）が適用されます。確定申告書等の記載にご留意ください。

## ○均等割の税率表について

	適用区分	超過税率
均等割	1 次に掲げる法人 イ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割が課されないもの以外のもの（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人（非営利型法人を除く。）及び一般財団法人（非営利型法人を除く。） ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ホ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1千万円以下の法人	年額 21,000円
	2 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	年額 52,500円
	3 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額 136,500円
	4 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額 567,000円
	5 資本金等の額が50億円を超える法人	年額 840,000円

(注) 均等割額は、その算定期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数に応じ、月割りで計算します。この場合における月数は暦に従い計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てます。

## ※「資本金等の額」及び均等割の税率区分の基準について

- 1 「資本金等の額」は次の額をいいます。
  - ①保険業法に規定する相互会社・・・地方税法施行令により算定した純資産額
  - ②上記①以外の法人・・・法人税法に定める資本金等の額から無償減資・資本準備金の取崩し額（欠損填補等）を控除するとともに、無償増資の額を加算した額
- 2 算定期間の末日において、「資本金等の額」が「資本金の額と資本準備金の額の合計額」を下回る場合は、当該合計額が均等割の税率区分の基準となります。

# 法人事業税の税率

外形標準課税が適用されない法人 … 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、公益法人、特別法人等

区分				税率			特別税の課税標準
				平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後開始する事業年度	
第1号に掲げる事業※1 (所得等課税事業)	所得割	軽減税率適用法人	普通法人等	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	所得割額*4
			普通法人等	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.1%	5.3%	
				所得のうち年800万円を超える金額	6.7%	7.0%	
		軽減税率不適用法人	特別法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	
			特別法人	所得のうち年400万円を超える金額	4.6%	4.9%	
				普通法人等	資本金の額又は出資金の額が1000万円以上で、かつ3県以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得	6.7%	
第2号に掲げる事業※2 (収入金額課税事業)	送配電事業、ガス供給業、保険業	収入割		0.9%	1.0%	収入割額*5	
		第3号に掲げる事業※3 (収入金額等課税事業)	小売発電事業等、発電事業等、特定卸供給事業	所得割			1.85%
収入割				0.9%	1.0%	0.75%	

※1…地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(以下※2、※3、※4以外の事業税課税事業): 所得等課税事業  
 ※2…地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(送配電事業、ガス供給業(令和4年4月1日以後に開始する事業年度は導管ガス供給業のみ)、保険業等): 収入金額課税事業  
 ※3…地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業): 収入金額等課税事業  
 ※4…地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業(特定のガス供給業): 特定ガス供給業  
 ・軽減税率対象法人であるかの判定は事業年度終了の日の現況によります。  
 ・「特別法人」とは、農業協同組合、信用金庫、漁業協同組合、医療法人などをいいます。  
 ・事業年度が1年未満の場合の所得の区分は、月割りで計算します。この場合における月数は暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。  
 ・「特定卸供給事業」については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用します。  
 ・特別法人のうち、特定の協同組合等の年10億円超の所得に係る税率は 平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度が5.5%、令和元年10月1日以後に開始する事業年度が5.7%となります。

外形標準課税が適用される法人 … 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人(公益法人、特別法人等を除く)

区分				税率				特別税の課税標準
				平成28年4月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後開始する事業年度	
第1号に掲げる事業※1 (所得等課税事業)	所得割	軽減税率適用法人	所得のうち年400万円以下の金額	0.3%	0.4%	1.0%	所得割額*1	
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	0.5%	0.7%			
				所得のうち年800万円を超える金額	0.7%			1.0%
		軽減税率不適用法人の所得		0.7%	1.0%			
		付加価値割		1.2%	1.2%			
		資本割		0.5%	0.5%			
第2号に掲げる事業※2 (収入金額課税事業)	収入割		0.9%	1.0%	収入割額*2			
第3号に掲げる事業※3 (収入金額等課税事業)	付加価値割			0.37%	収入割額*3			
	資本割			0.15%				
	収入割		0.9%	1.0%		0.75%		
第4号に掲げる事業※4 (特定ガス供給業)	付加価値割			0.77%	収入割額*4			
	資本割			0.32%				
	収入割		0.9%	1.0%		0.48%		

# 特別法人事業税・地方法人特別税の税率

## 外形標準課税が適用されない法人

…資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、公益法人、特別法人等

区分：課税標準		地方法人特別税	特別法人事業税	
		平成26年10月1日以後 令和元年9月30日までに 開始する事業年度	令和元年10月1日以後令 和2年3月31日までに開 始する事業年度	令和2年4月1日以後に開 始する事業年度
第1号に掲げる事業の所得割に係る 特別税	法人事業税所得割額 (普通法人)*4	43.2%	37%	
	法人事業税所得割額 (特別法人)*4		34.5%	
第2号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額*5		43.2%	30%	
第3号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額*6			30%	40%

## 外形標準課税が適用される法人

…資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人(公益法人、特別法人等を除く)

区分：課税標準		地方法人特別税	特別法人事業税		
		平成28年4月1日以後 令和元年9月30日 までに開始する事業 年度	令和元年10月1日以後 令和2年3月31日 までに開始する事業 年度	令和2年4月1日以後 令和4年3月31日ま でに開始する事業年 度	令和4年4月1日以後 に開始する事業年度
第1号に掲げる事業の所得割に係る特別税：法人事業税所得割額*1		414.2%	260%		
第2号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額*2		43.2%	30%		
第3号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額*3			30%	40%	
第4号に掲げる事業の収入割に係る特別税：法人事業税収入割額*4			30%	62.5%	

### ○ 外形標準課税の適用対象法人の見直しについて

#### (1) 減資への対応

外形標準課税の対象法人について、現行基準(資本金1億円超)を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用

※令和6年3月30日以前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置が講じられている。

#### (2) 100%子法人等への対応

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

※令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用

※上記改正により、新たに外形標準課税の対象法人となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる場合には、次のとおり税負担を軽減する措置を講ずる。

- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額の2/3を軽減
- ・令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額の1/3を軽減

詳しくは、大分県のホームページをご覧ください。

県税に関する内容は、大分県庁ホームページ「くらしと県税」  
(<http://www.pref.oita.jp/site/zei/>) でご覧いただけます。



# 法人県民税均等割の確定申告のご案内

大分県

県税の申告納付につきましては、平素からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴法人の県民税均等割の申告・納付期限が近づいていますのでお知らせします。この期限までに申告・納付されないと、延滞金が課されることもありますので、必ず期限内に申告・納付されるようお願いいたします。

## ○県民税均等割のみを申告納付する義務がある法人

- ①公共法人（地方税法第25条第1項第1号に規定する法人を除く）
- ②公益法人（地方税法第25条第1項第2号に規定する法人を除く）で収益事業を行わない場合

上記の②に該当する法人が収益事業を開始した場合は、県民税均等割の他に県民税法人税割及び法人事業税を申告納付していただく必要がありますので、その際は届け出てください。

## ○申告書の提出及び納付期限

毎年4月30日（当日が休日又は祝祭日であるときはその翌日）

## ○県民税均等割の税率表

事業年度の区分	税率	備考
平成18年4月1日以後に開始する事業年度	年額21,000円	おおいた森づくり税適用後の税率

注) 均等割額は、その算定期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数に応じ、月割りで計算します。この場合における月数は暦に従い計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てます。

## ※おおいた森づくり税について

森林環境を保全する施策などに充てるため、県内に事務所等を有し、均等割の納税義務がある法人の税率は、平成18年4月1日以降に開始する事業年度から均等割の税率が標準税率に5%を乗じた額を加算した額となっています。

## ○法人県民税・事業税・特別法人事業税に係る電子申告受付サービスについて

インターネットを利用した電子申告受付サービス（eLTAX：エルタックス）を行っています。県税事務所に出向いたり、郵送する手間が省けます。是非、ご利用ください。

なお、ご利用いただくには、事前に手続きが必要になります。

電子申告を含め県税に関する内容は、大分県庁ホームページ(<http://www.pref.oita.jp/site/zei/>)でご覧いただけますので、ご利用ください。





通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで

第六号様式別表一（提出用）

（用紙日本産業規格A4・セピア色）

（第三条・第十条の一関係）

「別紙九」

1. 計算の対象となる法人の区分等

法人税における通算承認の有無	①	有（通算法人）・無（通算法人以外の法人）
通算親法人・子法人の区分	②	通算親法人・通算子法人
法人の区分	③	普通法人・一般社団法人等・公益法人等（一般社団法人等以外）・協同組合等・特定医療法人

2. 加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の計算

通算対象欠損金額		率	加算対象通算対象欠損調整額	
④	兆 十億 百万 千 円		⑤	兆 十億 百万 千 円
被配賦欠損金控除額		23.2又は19 100	加算対象被配賦欠損調整額	
⑥	兆 十億 百万 千 円		⑦	兆 十億 百万 千 円

3. 課税標準となる法人税額の計算

(使途秘匿金税額等)	兆 十億 百万 千 円
法人税法の規定によって計算した法人税額	⑧ ( )
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	⑨
加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額	⑤+⑦ ⑩
控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	⑪
控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額	⑫
退職年金等積立金に係る法人税額	⑬
課税標準となる法人税額 ⑧+⑨+⑩-⑪-⑫+⑬	⑭

通算親法人の本店所在地及び電話番号	(電話 )
(ふりがな) 通算親法人の名称及び法人番号	(法人番号)

## 【記載の手引き 送付停止のお知らせ】

従来は各種様式に加え、記載の手引きを同封していましたが、令和6年4月送付分より以下の記載の手引きについては用紙の送付をとりやめることとしました。

(送付停止する記載の手引き)

- ・第6号様式記載の手引き
- ・第6号様式別表9記載の手引き
- ・第6号の3様式記載の手引き
- ・第10号様式記載の手引き
- ・第11号様式記載の手引き

上記の記載の手引きが必要な場合は、大分県ホームページから電子データをダウンロードするか、大分県税事務所まで送付を依頼してください。

(問い合わせ先)

大分県税事務所 課税第一課事業税第一班 (電話 097-506-5773)

(ダウンロードページ)

大分県ホームページ (申告書等ダウンロードページ)

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/11500/houjinsinsei.html>

## 法人三税の納税場所のお知らせ

法人三税は大分県内の県税事務所(自動車税管理室及び納税事務所を含む。)または以下の金融機関で納付することができます。

- ・銀行(国内の本・支店)・・・大分銀行、豊和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行
- ・銀行(本県内の支店)・・・伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、肥後銀行、宮崎銀行、愛媛銀行、宮崎太陽銀行、筑邦銀行、九州労働金庫
- ・銀行(九州内の支店)・・・ゆうちょ銀行(沖縄県を除く)
- ・信用金庫(本県内の本・支店)・・・大分みらい信用金庫、大分信用金庫、日田信用金庫
- ・信用組合(本県内の本・支店)・・・大分県信用組合
- ・農協(本県内の本・支店)・・・大分県信用農業協同組合連合会、農業協同組合
- ・漁協(本県内の本・支店)・・・大分県漁業協同組合
- ・郵便局・・・九州の各郵便局(沖縄県を除く)

※九州外からの納付は、大分銀行、みずほ銀行、三井住友銀行から可能です。

郵便局からの納付も可能ですが、専用の納付書が必要となりますので納期限に余裕をもって大分県税事務所(097-506-5773)までご連絡ください。

※裏面記載のとおり、地方税共通納税システムの利用も可能です。

※大分県における法人三税の納付については口座振替、スマートフォン決済アプリ、「地方税お支払いサイト」の利用によるお支払いには対応しておりません。

最新の納付場所については大分県ホームページからご確認頂けます。

<https://www.pref.oita.jp/site/zei/nouzeinobasyo.html>

## 法人県民税・事業税・特別法人事業税の

### 電子申告及び共通納税サービスのお知らせ

大分県では、eLTAXを利用したインターネットによる法人県民税・事業税・特別法人事業税（以下「法人三税」という。）の申告受付サービスを行っています。このサービスをご利用されると、県税事務所の窓口へ出向いたり、郵送する手間が省け、また、複数の都道府県への申告が一度にできます。

なお、ご利用いただく場合は、利用届出等の事前手続きが必要になります。

#### 大法人の電子申告の義務化について

令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から、**大法人が提出する法人三税の申告については、eLTAXにより提出しなければならないこととなりました。**

##### (1) 義務化対象法人

- ・事業年度開始の時ににおいて、資本金の額又は出資金の額が1億円を越える法人
- ・相互会社、投資法人及び特定目的会社

##### (2) 対象となる申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている全ての書類

※外形標準課税対象法人等が、e-TAXにより財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告における財務諸表を提出したものとみなされます。

##### (3) その他

**上記の義務化対象法人が、法定申告期限までに eLTAX により電子申告せず、書面により申告した場合には不申告として取り扱われます。**ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により eLTAX を使用することが困難であると認められる場合の措置については、国税における措置等を踏まえ検討します。

#### 申告書の送付停止について

電子申告や会計ソフトで作成した申告書を使用される場合、資源の有効活用等の観点から、申告書用紙の送付に代えて、納付書のみを送付します。また、大法人の電子申告の義務化に伴い、申告書送付時において義務化対象である法人についても、納付書のみを送付としております。

#### 地方税共通納税システムについて

令和元年10月から「地方税共通納税システム」の運用が開始されました。

このシステムは、全ての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンからインターネットを通じて簡単に電子納税が行える仕組みです。令和3年10月からは法人三税のほか、県民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割）についても利用可能となりました。電子申告と併せてぜひご利用ください。

なお、ご利用にあたっては事前の口座登録等が必要となります。電子申告の手続きを含め、詳細は eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

#### ～ダウンロードサービスを行っています～

大分県ホームページにて、法人三税の納付書・各種申告書等のダウンロードが可能です。是非ご利用ください。

→ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/11500/houjinsinsei.html>

## 1. 法人県民税法人税割に係る超過課税の適用期間の延長について

法人県民税法人税割につきましては、昭和51年度以降、法人の皆様のご協力のもと、超過課税を実施しており、その適用は令和8年3月31日までの間に終了する事業年度までとなっています。

本県では、人口減少の加速、自然災害の頻発、国際情勢の不安定化といった時代の潮流の変化に対応し、大分県を新たなステージに発展させるため、新たな大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおいたの共創～」を策定しました。

移住・定住や観光、企業進出といったあらゆる分野で県内外から「選ばれるおおいた」を実現するためには、このビジョンのもと、災害に強い県土づくり、産業の振興と人材の確保・育成及び交通ネットワークの充実などの施策を進めていくことが重要です。

このため、適用期間を5年間延長（令和13年3月31日までの間に終了する事業年度まで適用）し、所要の財源に充てさせていただきますので、趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

		資本金・出資金の額	
		1億円超	1億円以下
課税標準額 (法人税額等)	年1千万円超	1.8%	1.8%
	年1千万円以下	1.8%	1.0%

## 2. おおいた森づくり税(旧名称:大分県森林環境税)の適用期間の延長について

本県では、「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例」を制定し、平成18年度から、県民税均等割の超過課税として、おおいた森づくり税（旧名称：大分県森林環境税）を県民の皆様にご負担いただいています。

令和7年度には税の導入効果や使いみちについて検討を行い、その結果、令和8年度以降も引き続き、森林環境の保全や森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策に取り組む必要があることから、適用期間を5年間延長することとしました。

また、国の森林環境税と名称が同じことによる混同を防ぐため、令和8年度から名称を「おおいた森づくり税」に変更しました。

大分県の豊かな森林を次代に引き継いでいくため、皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

### 1 延長後の適用期間

- ・個人 令和12年度まで
- ・法人 令和13年3月31日までに開始する各事業年度

### 2 税率（年額）

- ・個人 500円
  - ・法人 1,000円～40,000円（法人県民税均等割額の5%相当額）
- （参考）単年度税込 約3億4千万円

### 3 今後の税の使いみち

「みんなで育み次代へつなぐ おおいたの森づくり」を大テーマとして、以下の3つを柱とした施策に取り組みます。

- ① 安全・安心な暮らしと豊かな自然を守る森づくり（身近な暮らしを守る森づくり等）
- ② 森林資源を活かし、持続可能で元気な森づくり（人工林資源の循環等）
- ③ みんなで育む森を、未来につなぐ人づくり（森林・林業教育の推進等）

### 3. 法人税額の分割基準明細書の提出について

大分県内にのみ事務所等があり、かつ、大分県内の2以上の市町村に事務所等を有する場合は「法人税額の分割基準明細書」（第51号様式の13）を申告書に添付し提出してください。

様式は大分県庁ホームページに掲載しております。

大分県庁ホームページ くらしと県税のページ (<http://www.pref.oita.jp/site/zei/>)



手続き・申請欄「申請書ダウンロード」



法人県民税・事業税・特別法人事業税



分割基準関連「法人税額の分割基準明細書」（第51号様式の13）

### 4. 産業廃棄物税について

産業廃棄物税は、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てるため、平成17年4月から実施しているものです。

#### ○産業廃棄物税とは

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃えがら、汚泥、廃プラスチック、がれき類などの廃棄物のことです。産業廃棄物税は、事業者が産業廃棄物を県内の焼却施設及び最終処分場へ搬入する場合に課されます。

#### ○納める方法

税は焼却処理業者又は最終処分業者が徴収して県に納めるため、県内の焼却施設及び最終処分場に産業廃棄物を搬入する事業者は、処理料金とともに税相当額を負担することになります。

#### ○納める額

焼却施設への搬入は1トンにつき800円、最終処分場への搬入は1トンにつき1,000円

#### ○税収の活用

税収は、排出抑制・リサイクル等の取組の支援や、不法投棄等の監視体制の強化、環境教育の推進等の環境施策に役立っています。



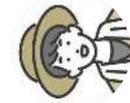
# インボイス制度に関するお知らせ

インボイス発行事業者は**消費税の確定申告**が必要となります

基準期間の課税売上高が**1,000万円以下**の場合も申告が必要です

## 自宅で e-Tax

e-Taxを使うと自宅やオフィスから確定申告ができます。なお、**個人事業者**の方の確定申告は「**確定申告書作成コーナー**」が便利です。



## 納税資金の計画的なご準備を！

例えば、インボイス制度の導入を機に消費税の確定申告を初めて行った個人事業者や12月決算の法人については、令和5年分では最大3か月間（10・11・12月分）の取引が申告の対象でしたが、**令和6年分では1年間の取引を申告する必要があります**。納税資金を計画的にご準備のうえ、期限内納付をお願いします。

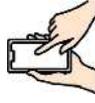
## 簡単・便利なキャッシュレス納付

自宅やオフィスからキャッシュレスで納付ができます。

<納付方法例>

- 口座引落し（振替納税）
- インターネットバンキング
- クレジットカード
- スマホ決済 など

※ 申告書提出後に納付書の送付等による納税のお知らせはありませぬので、ご注意ください。



## インボイス制度についての一般的なお問合せ先

インボイス  
コールセンター

**0120-205-553**（無料）  
9:00~17:00（土日祝日及び年末年始を除く）

国税庁HPの「**インボイス制度に関する相談窓口一覧表**」に、相談内容に応じた各種ご相談先をまとめています。



国税庁（法人番号 7000012050002）（令和6年9月）

国税庁（法人番号 7000012050002）（令和6年9月）

## 登録を受けるかお悩みの方へ

- インボイスを交付するためには、**インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります**。

※ 免税事業者が登録を受ける場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者とみなすことはできません（消費税の申告が必要です）。

- **登録は任意**のため、売上先からインボイスを求められるかどうかなどご自身の事業実績に合わせて登録をご検討ください。なお、消費者や免税事業者等である売上先は、**インボイスの保存を必要としません**。

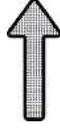


- 登録のご検討に当たっては、**税務署で開催している各種説明会・相談会（個別相談）、オンライン税理士相談（中小企業庁委託事業）**なども活用ください。

オンライン  
税理士相談



登録を受ける場合



e-Taxによる  
登録申請手続



登録を受ける場合は、登録申請手続が必要です。

登録申請手続は、**e-Taxをご利用ください**。

個人事業者の方は、スマホから登録申請ができます。

## インボイス制度について詳しく知りたい方へ



- 国税庁HPの「**インボイス制度特設サイト**」に制度に関する情報を掲載しています。
- 制度のポイントを解説した動画やインボイスの記載事項に関するチェックシート・解説マンガなども掲載しています。

インボイス制度  
特設サイト



## 2割特例

**インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となられた方には、納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができます**の特例があります。

2割特例ページ



## 補助金などの支援策について知りたい方へ



インボイス制度に対応した**会計ソフトや受発注システム**等のITツール導入を支援する**IT導入補助金**などの支援策があります。

中小企業庁  
リーフレット



国税庁（法人番号 7000012050002）（令和6年9月）

国税庁（法人番号 7000012050002）（令和6年9月）

大分県及び県内全市町村からのお知らせです。

# 個人住民税の特別徴収について

個人住民税の特別徴収は、法令に定められた事業主の義務です。

## 給与からの特別徴収とは

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に個人住民税の納税義務者である従業員等（給与所得者）に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を徴収し納入していただく制度です。

※地方税法第321条の4及び各市町村の条例により定められています。

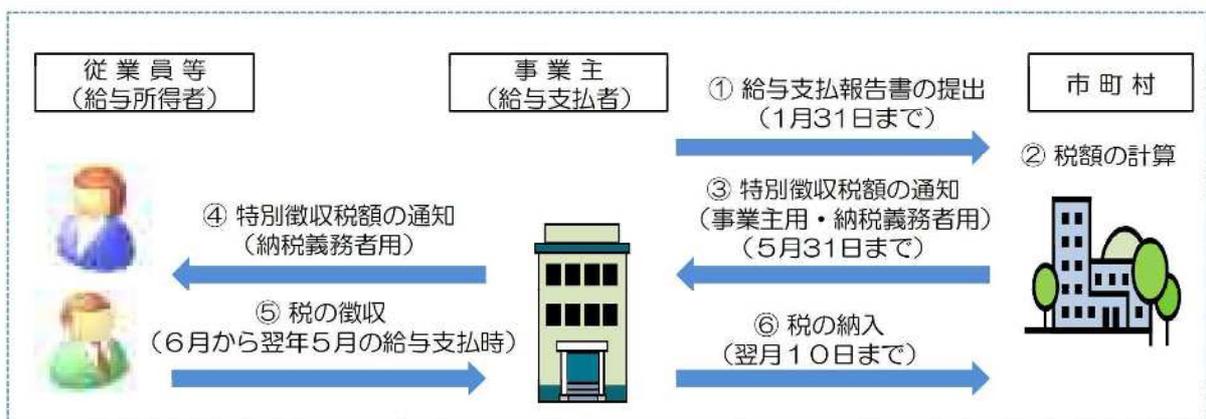
## 特別徴収は従業員に以下のようなメリットがあります

- ① 従業員が自ら金融機関に出向き納税をする手間が省けます。
- ② 給与から引かれるので、納め忘れがありません。
- ③ 毎月の給与から年12回に分けて引かれるので、1回当たりの負担が少なくなります。  
(特別徴収でない場合は、原則として1年分を4回で納めていただきます)

## 特別徴収は事業主の方に税額を計算していただく必要はありません

個人住民税は、前年中の所得に対して課税されるため、所得税のように事業主が税額を計算する必要はありません。

## 個人住民税の特別徴収の方法による納税のしくみ



詳しくは、各市町村の税務担当課までお問い合わせください。

## 法人県民税法人税割に係る 超過課税の適用期間の延長について（お知らせ）

法人県民税の法人税割につきましては、昭和 5 1 年度以降、法人の皆様のご協力のもと超過課税を実施し、産業の活性化や交通ネットワークの整備等の施策の財源として活用させていただいておりますが、その適用期間が令和 8 年 3 月 3 1 日で終了することとなっています。

本県では、人口減少の加速、自然災害の頻発、国際情勢の不安定化といった時代の潮流の変化に対応し、大分県を新たなステージに発展させるため、新たな大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン 2 0 2 4～新しいおおいたの共創～」を策定しました。

移住・定住や観光、企業進出といったあらゆる分野で県内外から「選ばれるおおいた」を実現するためには、このビジョンのもと、災害に強い県土づくり、産業の振興と人材の確保・育成及び交通ネットワークの充実などの施策を進めていくことが重要です。

このため、法人県民税法人税割に係る超過課税の適用期間を 5 年間延長し、令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間に終了する事業年度分について、所要の財源に充てさせていただきます と思います。

つきましては、この趣旨をご理解のうえご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、税率及び適用要件につきましては現行のまま、次のとおりです。

### 記

税率：1. 8% （内訳…標準税率：1. 0%、超過税率：0. 8%）

※資本金又は出資金が 1 億円以下でかつ法人税額が年 1, 0 0 0 万円以下の中小法人には超過税率は適用しない

		資本金・出資金の額	
		1 億円超	1 億円以下
課税標準額 (法人税額等)	年 1 千万円超	1. 8%	1. 8%
	年 1 千万円以下	1. 8%	1. 0%